

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月10日（月）午後2時05分から午後2時46分

2. 開催場所 千丁支所 2階大会議室

3. 出席委員（19人）

松本 吉充
松田 浩一郎
萩本 一浩
鞍本 敏男
有馬 日夫
笹岡 健一
矢鉾 次義
湯野 和也
内田 孝光
木村 秀子
橋本 一郎
平野 英明
宮本 光次郎
上原 誠
本田 友治
吉永 安圭美
黒田 浩一郎
松田 林一
湯治 裕子

4. 欠席委員

なし

5. 出席推進委員

なし

6. 議事日程

- | | | |
|----|--------|--------------------------|
| 第1 | 議案第23号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第24号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第25号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第26号 | 農地法第5条事業計画変更申請について |
| 第5 | 議案第27号 | 農用地利用集積等促進計画について |
| 第6 | 議案第28号 | 農地中間管理機構による農用地の買入協議について |
| 第7 | 議案第29号 | 農地法第5条買受適格証明について（知事）について |

7. 農業委員会事務局職員

局長	山本 康博
係長	井上 真由美
主任	川口 愛可里

主事

村田 茜

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。

このたびの地震の影響を考慮して、本日の総会は、農業委員のみでの開催とさせていただきます。事務局といたしましても、災害対応業務に従事していることから、少人数での対応となり、いつもと違う形での運営方法となりますが、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、ご発言につきましては、挙手の上、自席でお願いいたします。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、いつも以上に、完結明瞭なご発言をお願いします。

それでは、ただいまから8月の総会を開会したいと思います。

本日は、全員出席いただいておりますので定足数に達しております。総会は成立しています。

それでは会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。

議長

皆さん、こんにちは。

このたびの地震により、皆様も被害にあわれたかと思います。家屋の損壊、作業場の損壊、農作物の被害など、数多くあります。後始末などの作業をされる場合には、この暑い中、熱中症などには十分注意されまして、水分の補給、休憩は必ずとっていただいでですね、体調管理に十分注意されてください。

これから先、まだ、復旧、復興には時間がかかると思いますけれども、ひとつずつでも前に進んで行けばと思っております。安全と平穏な生活が一日も早く訪れますことをお祈りいたします。

それでは、8月の農業委員会総会を始めます。

総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。2番、松田林一委員、3番、宮本三治郎委員をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、今月は、法の性質上、先に審議しなければならない議案がありますことから、一部議案書の議案番号順とならず、前後して進行する箇所がありますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第23号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり付議いたします。今月は、賃貸借による権利の設定が1件、売買による取得が1件、贈与による取得が5件ありました。地目は、田2, 510平方メートル。畑1, 911平方メートル。合計4, 421平方メートルです。内容につきましては、議案書記載のとおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いいたします。

	1 番、龍峯。
農業委員	龍峯担当の笹岡です。申請番号 1 番から 4 番について説明いたします。8 月 1 日、2 日に岡崎推進委員と現地確認及び譲渡人と面談いたしました。譲渡人は、1 番から 4 番まで同一人で、農業経営をしないため、各人へ贈与するという事です。譲受人は、規模拡大ということで何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いします。1 番から 4 番までは、以上です。
議長	5 番、金剛。
農業委員	金剛担当の内田です。この案件は以前より利用権設定により耕作されていたもので、継続して利用されるとのことで、問題は無いと思います。ご審議の方よろしくお願ひいたします。
議長	6 番、日奈久。
農業委員	日奈久地区担当、橋本です。申請番号 6 番について説明します。8 月 6 日、杉本推進委員、譲受人立ち合いのもと、聞き取り調査、現地確認を行いました。申請地は日奈久馬越町〇〇〇より〇〇に△△△メートルくらいの所です。譲渡人は〇〇在住で、〇〇であるため営農できません。親族である譲受人が来年から水稻作付けの予定です。申請地は現在、耕作放棄地となっていますが、草刈りなどして管理されており、遊休農地解消にもなるので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	7 番、二見。
農業委員	二見担当の平野です。8 月 3 日、瀬本推進委員と現地確認しました。譲渡人さんは〇〇のため、無償譲渡を考えられており、この度、受人さんが見つかり申請となりました。現地は、肥後二見駅より〇へ△△△メートルくらい行った所です。きれいに管理されており、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	はい、ありがとうございます。以上の案件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議長	では、異議がなければ挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議長	挙手多数ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。 次に、議案第 24 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 24 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案書 3 ペー

議長

農業委員

議長

農業委員

議長

農業委員

4

	り、〇〇〇の〇〇の〇〇があるということで、ゴミのしないようにという要望もあり、また、改めて資材置場及び廃土置場の利用をしたくて申請に至りましたということで、ご審議よろしくをお願いします。 申請番号6番。千丁、昭和の農免道路。〇〇〇より〇〇へ。また、営農型太陽光で更新願いです。前回、令和7年度は飼料用米を栽培して大変良く出来ていましたので、また、飼料用米の栽培で、先週行ってきましたけど良く出来ていました。太陽光発電施設、ソーラーパネル558枚を設置するという申請です。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。 以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。 ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	では、異議がなければ、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。 なお、6番の千丁の案件は、営農型太陽光発電施設であることから、県の諮問会議に許可相当として進達いたします。 次に、議案第26号農地法第5条事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第26号農地法第5条事業計画変更申請について、議案書7ページから8ページのとおり付議いたします。 今月の申請は、2件で、その内容は議案書記載のとおりです。 転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であること、などから、承認できると判断しました。 なお、2番は議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」6ページの申請番号5番と同時に申請がなされております。 それでは、ご審議方よろしくをお願いいたします。
議長	はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いいたします。 1番、八千把。
農業委員	八千把担当の萩本です。〇〇〇〇の高騰による計画変更ですので、何ら問題ないと思っています。ご審議よろしくをお願いします。
議長	2番、麦島。
農業委員	植柳・麦島担当の矢鉾です。令和8年4月の総会で許可を得ましたが、実測の結果、面積がちょっと広いということで、計画変更の申請です。何ら問題は無いと思

議長

(質問、意見なし)

議長

(挙手全員)

議長

次に、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

1 番、八千把。

農業委員

議長

4番、松高

農業委員

6

議長

農業委員

議長

農業委員

議長

農業委員

議長

議長

議長

7

事務局

議案第２７号農用地利用集積等促進計画について事務局より説明をお願いいたします。

議案第２７号農用地利用集積等促進計画について議案９ページから３０ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画を作成することを要請するというものです。

今回の案件は、賃貸借は、一括契約が３３件、再配分が２件、所有権移転は、機構買入が４件、機構売渡が２件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。

また、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。

なお、所有権移転を受ける者につきましては、農業を担う者に位置付け済み又は位置づけ予定であることから、地域計画の達成に資することとなると考えます。

なお、この基盤強化法及び中間管理法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願いいたします。

議案第２７号の説明につきましては、以上です。

議長

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はありませんでしょうか。

よろしいですか。

（質問、意見なし）

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第２８号農地中間管理機構による農用地の買入協議について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第２８号農業経営基盤強化促進法第２２条の規定による、農地中間管理機構への買入れ協議の要請を、議案書３１ページから３２ページのとおり付議いたします。

今回、議案書記載の所有者から、７月２８日に、所有権移転のあっせん申出がありました。しかし、不調に終わったため、八代市長に対し、当該農用地の所有者に通知をするよう、要請をするものです。

買入れ協議制度における、市長への買入れ協議の要請は、農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合は、認定農業者等に農地を利用集積するため、一旦、熊本県農業公社が買入れることを必要と認め、市長から、所有者と県農業公社で、買入れについて協議をしてください、ということをお知らせしていただくものです。

	この買入れ協議の通知は、買入れ協議制度を適用する場合の必須要件となっております。制度の対象となる農地は農用地等であり、受け手は、認定農業者が優先され、買入れ協議が成立しますと、所有者は、1,500万円までの、譲渡所得の特別控除が受けられることになります。 以上で説明を終わります。
議長	はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はありませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議長	では、異議がなければ挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議長	挙手全員ということで、可決されました。 八代市長に買入協議の要請をいたします。 次に、議案第29号農地法第5条買受適格者証明について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第29号農地法第5条買受適格者証明について、議案書33ページのとおり付議いたします。 今月の申請は1件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。 まず、買受適格者証明について、説明いたします。農地の競公売と許可制度との相互の円滑化を図るため、買受適格証明の発行を受けた農地法上の適格者のみが競公売に参加できることとされています。 最高価買受申出人となった者が、農地法の規定により権利移動の許可が受けられなければ、競公売がやり直しになることから、あらかじめ競公売の参加者を農地法上の農地等の権利取得資格を有する者に限定しています。判断基準は農地法5条許可申請の可否と同趣旨により行います。証明書の交付後、競公売に参加して最高価買受申出人となった方は、農地法5条の許可申請を行うこととなります。 次に、申請地について説明いたします。買受適格証明願の申請地は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分されること、また、農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、証明書の交付は可能と判断いたしました。ご審議方よろしくをお願いいたします。
議長	はい。ありがとうございました。 ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いいたします。
農業委員	太田郷地区担当の有馬です。8月6日に益田委員と申請地を確認してきました。申請地は、〇〇〇〇〇〇約△△メートルの位置にあります。申請地は、いわゆる、雑木、竹がはびこり、私が農業委員になって5年間に農作物が耕作されていません。受人の事業目的は、ここにドッグランを開設する計画です。耕作放棄地解消のために、私たち二人の委員は進めていただきたいと思います。今回の申請は、受人が競売に参加できるしっかりとした事業計画を持っていますので、買受適格者

	だと思っています。隣接する周辺農地への風通し、日照問題も無いと判断いたしました。よろしくご審議願います。
議長	はい、ありがとうございました。以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問はございませんでしょうか。 ありませんか。 (質問、意見なし)
農業委員	では、異議がなければ挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議長	挙手全員ということで認めることといたします。よって証明書の交付を許可いたします。 本日予定の議案はすべて終了しました。 今月は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので報告いたします。 それでは。これをもちまして8月の八代市農業委員会を閉会いたします。 皆様おつかれ様でございました。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和8年8月10日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員